

潮風を感じて.....

ましけ町

あなたと議会をむすぶ

議会だより



雄冬海岸

発行 / 増毛町議会 編集 / 議会広報特別委員会
〒077-0292 増毛町弁天町 3 丁目 61 番地 TEL/53-1311



第4回定例会

- 条例制定、改正・一般議案・補正予算など 2～5P
- 各議員の賛否一覧 5P
- 町長からの行政報告 6P
- 一般質問『ズバリ 町政のここが聞きたい!!』 7～18P

第1回臨時会 補正予算・賛否一覧・委員会報告 19P

資格審査特別委員会報告 20～21P

議会のうごき、編集後記 22P



第156号

平成31年2月5日

豪雨災害復旧工事費 2千7百万円など追加

平成30年度一般会計外9会計補正予算を可決
固定資産評価審査委員の選任、松山博嗣氏の選任に同意

増毛町議会第4回定例会は、12月13日から14日までの2日間で開催され、一般会計ほか9会計の補正予算、財産の購入、除雪車事故に伴う損害賠償額の確定、現在建設中の公営住宅建築工事請負契約の変更、人事院

勧告に基づく議員報酬、職員給与等に関する条例の一部改正などを審議し、一般質問は5名、9問と活発に行いました。審議された案件、補正予算の内容についてお知らせします。

平成30年 第4回定例会

12月13日～14日開催

報告事項

今定例会において、平成30年度増毛町定期監査結果について、代表監査委員より報告がありました。

平成30年9月末現在の事務処理、管理執行等について、現地調査も含めて、10月9日から10月23日に実施し、全般的に事務処理、施設の管理、事業の執行について概ね良好であり、軽微な事項については担当課を通じて指示したことが報告されました。

条例の制定・改正

◆議会の議員の報酬等に関する条例の一部改正

◆特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、議会の議員及び特別職の職員の期末手当の額を改正しました。

◆増毛町職員の給与に関する条例の一部改正

国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、職員の給与に関する条例の一部を改正しました。

一般議案

◆損害賠償の額を定めること

昨年12月、除排雪作業中に町所有除雪車が、個人所有車両と接触事故を起こした件について、和解が成立し、町が与えた損害の額が確定したため、地方自治法の規定により議決をしました。

◎損害賠償金総額
約 172万円

◆工事請負契約の変更

現在建設中の公営住宅建築工事について、内装工事、金属工事の追加により設計変更が生じたため、工事請負金額が増加となり、契約の変更について、原案どおり可決されました。

◎契約変更額（増額）
約 218万円

◆財産の購入

今定例会に、購入予定価格が700万円を超える財産の購入について1件の提案があり、原案のとおり可決しました。

◎購入機器

内視鏡システム

（下部スコープ一式）

購入金額

751万6800円

購入先

株式会社 エム・イー器械

（旭川市）

購入の方法

指名競争入札

人事案件

◆増毛町固定資産評価審査委員会委員の選任について

平成31年1月16日で任期満了となる松山博嗣氏を引き続き選任することに同意しました。

平成 30 年度 補正予算概要

主な補正内容について説明しています。
千円以下の端数については省略しています。

一般会計

歳入歳出 **4,274** 万円の増額

総 額 **49 億 3,217** 万円に

(歳入)

地方交付税…………… 1,385 万円増
河川災害復旧事業費負担金… 2,042 万円増
道路災害復旧事業債…………… 320 万円増
河川災害復旧事業債…………… 580 万円増

(歳出)

施設解体工事費…………… 182 万円減
空き家等除却補助金…………… 463 万円増
福祉灯油購入助成事業費…………… 531 万円増
後期高齢者医療療養給付費負担金… 1,167 万円減
民有林育成事業補助金…………… 120 万円増
橋りょう点検一括発注業務負担金… 158 万円減
住宅リフォーム補助金…………… 260 万円増
民間賃貸住宅建設補助金… 1,000 万円増
豪雨災害復旧工事費(河川)… 2,700 万円増
職員等人件費…………… 543 万円増
繰出金

国民健康保健特別会計… 114 万円減
観光施設事業特別会計… 147 万円増
診療所事業特別会計… 353 万円減
介護保険特別会計… 33 万円増
公共下水道事業特別会計… 294 万円増
後期高齢者医療特別会計… 33 万円減

国民健康保険特別会計

歳入歳出 **87** 万円の減額

総 額 **7 億 2,439** 万円に

(歳入)

道からの保険給付費等特別交付金…………… 27 万円増
一般会計繰入金…………… 114 万円減

(歳出)

国保団体連合会負担金…………… 27 万円増
職員等人件費…………… 114 万円減

補正予算

今定例会では、平成30年度の一般会計のほか、6特別会計、3企業会計について、予算補正の提案があり、いずれも原案どおり可決されました。

提案された補正内容は、表のようになっています。

会計ごとに補正額の大きなもの、注目すべき事案について、説明します。

◆一般会計

歳入歳出ともに、4,274万4千円が増額されました。

歳入は、地方交付税、国からの河川災害復旧事業費負担金、道路災害復旧事業債、河川災害復旧事業債など町債の増額が主なものです。

歳出は、空き家等除却補助金、福祉灯油購入助成事業費、民有林育成事業補助金、住宅リフォーム補助金、民間賃貸住宅建設補助金、豪雨災害復旧工事費、職員等人件費の増額、町有施設

解体工事費、後期高齢者医療療養給付費負担金、橋りょう点検一括発注業務負担金等の減額、各特別会計の予算補正に伴う繰出金の調整が、主な内容になっています。



▲7月の豪雨による河川被害

◆国民健康保険特別会計

歳入歳出ともに、87万2千円が減額されました。

歳入は、道からの保険給付費等特別交付金を増額し、一般会計からの繰入金が減額されました。

歳出は、国保団体連合会負担金を増額し、人事異動及び人事院勧告に準じた給与改定に伴い職員等人件費が減額されました。

◆診療所事業特別会計

歳入歳出ともに、356万円増額されました。

歳入は、国からの医療機器等

◆観光施設事業特別会計

歳入歳出ともに、146万円増額されました。

歳出は、温泉施設の燃料費、人事院勧告に伴う職員人件費とスキー場臨時職員の人件費の増額、消費税納付金を減額し、その財源として一般会計より繰入れされました。

◆介護保険特別会計

歳入歳出ともに、32万8千円増額されました。

歳出は、人事院勧告に準じた給与改定に伴い、職員人件費を増額し、その財源として一般会計より繰入れされました。

整備費補助金の増額、医療機器等整備事業債、一般会計からの繰入金が増額されました。

歳出は、職員の退職と人事院勧告に準じた給与改定に伴い、職員等人件費が増額されました。

◆公共下水道事業特別会計

歳入歳出ともに363万6千円が増額されました。

歳入は、下水道使用料と一般会計からの繰入金が増額されました。

歳出は、人事院勧告に準じた給与改定に伴う職員人件費、修繕料、システム改修及び管渠内調査業務委託料委託料などの増額、施設備品購入費、消費税納付金等が増額されました。

◆後期高齢者医療特別会計

歳入歳出ともに32万9千円が増額されました。

歳入は、一般会計からの繰入金が増額されました。

歳出は、後期高齢者医療広域連合市町村負担金を減額、人事院勧告に準じた給与改定に伴う職員人件費が増額されました。

観光施設事業特別会計

歳入歳出	147	万円の増額
総 額	5,795	万円に
歳 入		
一般会計からの繰入金	147	万円増
歳 出		
温泉施設燃料費	126	万円増
消費税納付金	20	万円減
職員等人件費	34	万円増

診療所事業特別会計

歳入歳出	356	万円の減額
総 額	2億 2,558	万円に
歳 入		
国からの医療機器等整備費補助金	377	万円増
医療機器等整備事業債	380	万円減
一般会計からの繰入金	353	万円減
歳 出		
職員等人件費	356	万円減

介護保険特別会計

歳入歳出	33	万円の増額
総 額	9億 2,802	万円に
歳 入		
一般会計からの繰入金	33	万円増
歳 出		
職員等人件費	33	万円増

公共下水道事業特別会計

歳入歳出	364	万円の増額
総 額	2億 2,709	万円に
歳 入		
下水道使用料	69	万円増
一般会計からの繰入金	295	万円増
歳 出		
職員等人件費	8	万円増
修繕料	194	万円増
システム改修委託料	172	万円増

後期高齢者医療特別会計

歳入歳出	33	万円の減額
総 額	8,943	万円に
歳 入		
一般会計からの繰入金	33	万円減
歳 出		
職員等人件費	2	万円増
広域連合市町村負担金	35	万円減

平成 30 年第 4 回定例会 審議した議案と各議員の賛否

番 号	事 件 名	議員名（議席順）	酒井 倫明	土橋 文夫	大井 紀美恵	松倉 清道	菅原 幸弘	小田 緑	飛内 眞吾	西山 征二	豊田 敏巳	岩崎 俊一	佐藤 善一	議決結果
議案第 66 号	損害賠償の額を定めることについて		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 67 号	工事請負契約の変更について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 68 号	財産の購入について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 69 号	議会の議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 70 号	特別職の職員との給与に関する条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 71 号	増毛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 72 号	平成 30 年度増毛町一般会計補正予算（第 4 号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 73 号	平成 30 年度増毛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 74 号	平成 30 年度増毛町観光施設事業特別会計補正予算（第 2 号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 75 号	平成 30 年度増毛町診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 76 号	平成 30 年度増毛町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 77 号	平成 30 年度増毛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 78 号	平成 30 年度増毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 79 号	平成 30 年度増毛町水道事業会計補正予算（第 1 号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 80 号	平成 30 年度増毛町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 81 号	平成 30 年度増毛町砕石事業会計補正予算（第 2 号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 82 号	増毛町固定資産評価審査委員会委員の選任について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

※○は賛成、×は反対、欠は欠席、除は地方自治法第 117 条の規定による除斥、「議長」は議長のため採決に加わらなかった。

水道事業会計

収益的収入及び支出 **25** 万円の減額

支出総額 **2 億 2,475** 万円に

収益的収入

営業収益（受託工事収益の減額）… 25 万円減

収益的支出

営業費用（人件費・委託料の追加など）… 288 万円増

営業外費用（消費税の減額など）… 21 万円減

予備費… 292 万円減

簡易水道事業会計

収益的収入及び支出総額の変更はなし

支出総額 **2,039** 万円

収益的支出

営業費用（委託料の追加など）… 50 万円増

予備費… 50 万円減

砕石事業会計

資本的収入（土地売却益） **49** 万円の増額

収益的収入及び支出 **62** 万円の増額

支出総額 **2 億 7,639** 万円に

収益的収入

資産売却益（土地売却益）… 62 万円増

収益的支出

事務所費（人件費の減額）… 16 万円減

予備費… 78 万円増

◆水道事業会計

収益的収入及び支出ともに、25 万 7 千円が減額されました。

収益的収支の収入は、受託工事収益が減額されました。

収益的収支の支出は、人事院勧告に準じた給与改定に伴う、職員人件費と料金管理システム

更新業務委託料の増額と受託工事費、消費税及び予備費の減額

が主な内容となっています。

◆簡易水道事業会計

収益的収入及び支出の予定額

に増減はなく、科目間の金額の調整のみとなっています。

主な内容は、料金管理システム更新業務委託料の増額と施設維持管理費及び予備費の減額となっています。

◆砕石事業会計

資本的収入 49 万円の増額と収益的収入及び支出ともに、62 万 1 千円が増額されました。

主な内容は、土地売却益と予備費の増額、人件費の減額が主な内容となっています。

行政報告

平成30年第4回定例会では、町長から3点について報告がありました。



内容を要
長 約して町民
町の皆様にお
堀 知らせしま
す。

①農業漁業の状況について

今年も全国各地で自然災害が多く発生し、道内におきましても台風及び大雨による被害のほか、胆振東部地震の発生と、北海道の基幹産業にとって大変厳しい年となりました。

果樹は、さくらんぼは、6月以降の低温、長雨による日照不足もあり、品種により収穫量の増減がありました。

秋以降の果物については、9月5日早朝の台風21号による暴風により、梨、プルーンなどで一部落下被害がありました。

水稻についても、6月から7月にかけての天候不順が原因で、

不良の年となりました。

来年は、天候に恵まれ自然災害もなく、豊穰豊作の年となることを願っています。

漁業については、タコ漁が好調を維持し、金額が前年の約2倍となつています。秋鮭漁は、漁獲量、金額ともに前年を大きく下回る結果となっています。

多くの魚種が前年に比べ、漁獲量、水揚げ高が減少しており、将来へ向けて各魚種の資源増殖と管理の重要性が増してくると考えています。

②ふるさと納税制度を活用した「頑張れ増毛応援寄附」の状況について

11月末日現在で、全国の約1万3700名の方から、約2億1千680万円の寄附を受けています。昨年度の同時期と比較すると、金額で約1億4千400万円の減少と、大幅な落ち込みとなっています。

当町では、今年度から総務省通知にない、返礼品割合を寄附額の3割以下にしていますが、

高額な返礼品を送り続ける自治体に寄附が集中していることが問題化され、過度な返礼品競争の影響になることが減少の要因の一つになっていると考えます。

そうした状況の中でも、寄附金額の前年度比が10月末で約55%だったものが、11月末には約60%と、5ポイント上昇しており、増毛町の特産品が年末向けとして定着しているものだと前向きにとらえています。

ふるさと納税制度の見直しの動きがありますが、当町としては、従来通り、堅実に特産品PRに努め、制度の健全な発展に取り組んでいきたいと思っています。

③歴史を生かした町づくりについて

今年3月、増毛町の建築物「厳島神社の本殿」と、絵画「厳島神社奉納絵馬」7点の2件が北海道指定の有形文化財に指定されました。組物や彫刻で装飾された総ケヤキづくりの本殿は、明治34年に建立され、道内随一の彫刻神社として、極めて良好

な状態で保存されていることが高い評価を得ました。絵馬7点は、文化9年から明治10年にかけて奉納され、特殊な技法が使われたガラス絵など、質の高さや希少性が評価されました。

また、11月には「増毛山道と濃屋山道」が北海道遺産に指定されました。増毛山道は、NPO法人増毛山道の会が中心となり、山道の復元やトレッキングなどを実施し、保存活動を行つています。これら歴史文化資源が町外から高い評価を受けたことは、誇るべきことであり、これからの当町の地域活性化に向けての大きな励みになります。

4月には地方創生交付金事業により増毛駅を開業当時の大きさに復元し、駅前を訪れる観光客数も順調に推移しています。増毛町の歴史を学ぶツアー旅行も多くなつており、歴史文化資源の積極的な保存・活用を進め、食の観光と連動することで、より一層の観光客の増加や産業振興が図られることを期待しています。

一般質問 ズバリ 町政のここが聞きたい!!



今回の第4回定例会の一般質問は、本会議1日目の13日に行われ、5名の議員が9項目について、質問しました。

議員からの質問、町側の答弁の内容を要約して、町民の皆様にお知らせします。

※一般質問とは？

議員が町の行財政全般にわたって、町長などの執行機関に、疑問点をただし、将来に対する考え方や取り組み方の説明を求めることです。

増毛町議会では、年4回の定例会で一般質問をすることができます。

(参考：全国町村議会議長会議員必携より)

(2) BCP(事業継続計画) 策定か。
町民の数が少なかった原因は何か。
(1)「防災のしおり・ハザードマップ」の住民説明会に、参加した町民の数が少なかった原因は何か。



○大井議員

今年は、台風21号通過に伴う農作物への被害、胆振東部地震による北海道全域の停電で断水や交通機関のマヒ等が発生し、この経験から町民の方々も災害時の食料の確保や防災用品の準備、節電に多く学んだことと思う。

今回の災害を教訓として、今後どのようにしていくべきか質問したい。

大井議員①

災害対策・防災意識の向上等について

Q 計画策定や地域担当に再任用者の活用を

A 再任用者の活用も可能と思う

の進ちよく状況と見通しは。
(3) 地域担当職員制度の目的と状況は。
(4) 災害時のペット対策は。

○町長

(1) 説明会参加の町民が少なかった原因として、訓練慣れたことや、平成23年に配付した「防災のしおり・ハザードマップ」の変更点の説明会であり、北海道作成の「日本海沿岸の津波浸水想定について」の説明を行うことも広報するべきであった。6月に全戸配付し、説明会が11月になってしまったことも一因だと思う。

(2) BCPの基本計画である「地域防災計画」を策定中なので、完了した後に、他市町村の策定内容を参考にしながら、来年度中に策定したい。

(3) 町職員を地域担当者として各連合自治会へ配置し、行政とのパイプ役を担い、情報提供や地域活性化のための支援、地域で解決しきれない課題・問題への解決方法を検討することを目的とする制度である。

(4)近年発生している大規模災害で、災害時のペット対策が報道等で指摘されており、被災地での情報を参考に検討したい。

○大井議員

BCPの策定や地域職員制度は、少ない職員の中で課長等がいろんな仕事を抱えて管理責任もある、町のことを知り尽くしている再任用者を活用しては。

○町長

連合自治会単位で各課長と補佐を中心に配置しており、再任用者も可能ではないか。

○大井議員

災害時のペット対策として、飼い主が責任を持つのが当たり前なことだが、どうしても人間が優先で避難しなければならぬのは当然であるが、ペット用非常用品の周知等を考えているか。

○町長

環境省のペット対策「自治体向けのガイドライン」を広報で知らせることはできるが、災害状況下での具体的な対策、行動

はかなり困難である。

○大井議員

防災訓練時にペットの避難用品を用意してみてもどうか。

○町長

避難用品を用意することまでは約束はできないが、飼い主の心得や災害前の対策、災害時の行動などを示すことはできると思う。

○大井議員

狂犬病予防接種を受けている当町の登録犬の数は。

○町民課長

今年の7月24日現在、210頭である。

○大井議員

なかよし坂の補修・危険箇所撤去をしたか。

○建設課長

なかよし坂の手すりも一部修理し、枝払い等もしている。



大井議員②

歴史・伝統の次世代への継承について

- Q 旧増毛小学校校舎の保存を町民に問うべき
- A 検討委員会での検討結果を尊重したい

○大井議員

北海道命名150年記念の年である今年11月、「増毛山道」が北海道遺産に選定され、3月には厳島神社本殿と奉納されている絵馬が北海道有形文化財に指定された。

(1)当町無形文化財の第1号に指定されている「雄冬神楽」は、明治12年に雄冬地域に神楽舞が伝承され、現在は「雄冬神楽保存会(以下、「保存会」という。)」によって受け継がれているが、今後、地域の人口増加には期待ができず、継承が危ぶまれている。この伝統を継承していくための取組は。

(2)先日、文化センターで「ふれあい広場」が行われ、保育所の

年長児が「増毛音頭」を踊ってくれた。また、餅つきでは「増毛ブルース」が流れていた。増毛音頭は、昭和45年の開基220年、町制施行70周年に合わせ

て作られ、また増毛ブルースは、昭和55年に制定された曲と聞いており、それぞれ半世紀近く前のものだが、今またこうして観たり聞いたりできることに感謝したいと思っている。町民の増毛音頭を復活させたいとの想いから徐々に浸透し、暑寒大学では認知症対策の一環として踊っていると聞くが、これは世界中に1つしかない当町の財産である。次世代を担っていく子ども達へ引き継がれ、町の活性化にも繋がっていくと思う。また、このような動きを町民だけではなく、町外にも発信するような例えばイベント時にBGMとして流したり、踊りを披露したりすることが1つの方策と考えるが。

(3)増毛中学校において、「旧増毛小学校」の保存活用のアンケート調査をし、その結果は壁

新聞で発表すると聞いている。

当町として旧増毛小学校の今後について、はっきりと町民に問い進めるべきだと考える。維持費等も、これから増加することが予想される。以前にも質問したが、再度、町民へアンケート調査する考えはないか。

○教育長

(1)教育委員会では、平成19年度の第6次社会教育中期計画の策定時において、雄冬神楽の伝承団体である保存会の活動が、雄

冬地区の後継者不足と会員の高齢化などによって、従前のように活動できていない状況を把握し、雄冬神楽の存続のための方策が必要であることを本計画に盛り込んでいる。また、19年度からの単年度ごとの社会教育推進計画にも、雄冬神楽の保存と保存会の支援を盛り込み、毎年度、保存会の方々と話し合いをしており、第7次・第8次の社会教育中期計画の中でも継続課題として、どのような支援・協力が良いのかを両者で検討しながら現在に至っている。なお、

27年度には雄冬神楽を広く町民に周知するため、元陣屋で雄冬神楽の企画展を開催し、町民から多くの反響をいただいた。保存会では、雄冬地区以外での活動や女性の参加など、独自の決まりごとがあることから、現段階では課題を早期に解決する策は見つかっていないが、保存会の意向を尊重しながら、雄冬神楽を継承していくための取組を継続したいと考えている。

○町長

(2)今年度、暑寒大学の学習で増毛音頭を踊ることでの健康講座を実施している。また、増毛音頭や増毛ブルースの復活を考える町内の愛好者によって、町民へ知る機会の場の提供があり、教育委員会では資料や備品の提供や貸与などで支援している。今後は、歴史・文化を通じた町づくりの推進の一環として、愛好者や関係団体と連携を図りながら支援・協力していきたい。(3)24年度に空き校舎となる増毛小学校校舎の活用方法等の検討を行うため、23年度に町長の諮問

機関として、関係団体の代表者、一般公募の町民、副町長及び教育長を構成員とする「増毛小学校校舎検討委員会」を立ち上げ、協議を重ねていただき、2案の答申を受けている。第1案は、改修工事を行い、災害関連施設として活用する。第2案は、現状のまま保存して、スポット的に町行事に活用する。

この答申を受けて検討した結果、第1案の改修工事の実施には耐震化や建築基準法、消防法の規制条件を満たすには多額の改修費用が必要となるため、当町として第2案の現状のまま保存し、利用可能な範囲で町行事等で活用する案の方針とし、町議会全員協議会にも説明して、現在に至っている。この方針は、町長の諮問機関としての増毛小学校校舎検討委員会での検討・協議の結果を受けての判断であり、今後もこれらの経緯と判断を尊重した活用方法を継続し、改めてのアンケート調査の実施は考えていない。

○大井議員

旧増毛小学校に関して、これからますます維持費がかかる。町長の公約でもあるのは理解しているが、現状のままではいくのか。

○町長

旧増毛小学校と駅前歴史的建造物群が平成13年に北海道遺産に選定されている状況を考え、また、当町の原風景ということも言われているので、できるだけ予算をかけずに維持したいと考えている。

○大井議員

できるだけ予算をかけずに維持とは、具体的にどのようなことか。

○町長

28年度のふるさと納税で、旧増毛小学校を守るための使い道で全国各地から4300万円寄付していただいている。その中から3000万円を体育館の屋根の補修費用にした。今後の補修にも使っていけると思っている。



▲平成 27 年度に開催された「雄冬神楽企画展」

○大井議員

アンケートを取らないのであれば、検討委員会や協議会で再度検討をしては。

○町長

検討委員会は、もう解散している。法令上の制約がある中で、活用するのにも制限があるが、見せる・歴史を感じる・活かすを基本方針に、限定的な一般公開の継続、校舎を使ったミニイベント開催は可能と思っている。活用案の中に大改修をする案は無く、今回の中学生のアンケートでも同じようなものが出てくると思っているが、参考にしながら進めていきたい。

菅原議員①

建築事業組合の設立について

Q 小規模事業者のために組合設立が必要では

A 町が相談窓口になる



○菅原議員

当局には、建築業に関する個人や法人の小規模事業者が多数ある

が、年間の事業量を確保するには限られたシェアしかない。このままでは、事業の継続や後継者の育成も危ぶまれることから大工をはじめ、板金・塗装・左官が一人もいなくなる懸念さえある。もし、そういうことになると、家の修繕や改修工事もままならず、これからの終の棲家として当町を選んだ人達にとっては、住環境の整備に、ますます不安を覚える。そのような町民の不安を払拭し、小規模

事業者の事業量を確保するためにも、建築事業に関わる組織として、事業組合の設立が必要と考える。

小規模事業者は、自治体発注の工事を受注しようとしても実績、施工金額に対する各業者への格付けがあり、十分な施工能力があるにもかかわらず、入札に参加することができないのが現状である。今までの例を見ると、限られた事業所だけが自治体発注工事の施工に携わり、小規模事業者にとつて、不公平感があると思う。経営の継続に必要な一定の事業量を確保するためにも公共工事を受注でき、数少ない事業量を皆で分配する組織として、建築事業組合のような組織が必要と思う。経営の安定はもとより、事業主の高齢化に伴い後継者の育成が必要となることから、またそれぞれの匠の技を後世に伝え守り続けるためにも、事業組合の設立が必要であると考えているが。

○町長

建設業における事業協同組合

制度は、複数の小規模事業者が集まり、協同して事業を行うことによって、経営の合理化や取引条件を改善し、経済的地位の向上を図るための組合組織である。設立するためには、要件として認可、登記及び組合資格等が中小企業等協同組合法で規定されて、知事の認可を受けなければならぬ。また、建築工事を受注するためには、建設業の許可が必要となる。町内には多くの小規模の事業者がいるので、この制度を活用して組合を設立したら、建設工事等競争入札参加資格審査申請書を提出することで、町が発注する建築工事の入札に参加できる。設立を考えている事業者がいたら、町が相談窓口となるので、問い合わせしてほしい。

○菅原議員

当町の発注工事を当町の業者に落とそうとすると、どうしてもランク付けの上の業者しか当たらない。そういうことを無くすためにも、この組合の設立は必要になると思うので、事

業者からの要望があれば積極的に手伝いをしてもらいたい。

○町長

中小企業等の協同組合の設立等に関することは、商工観光課が道から事務移譲されている。また、建設業の許可、競争入札参加資格は建設課。小規模事業者ということなので、もし設立という個人業者がいたら、商工会とも相談していきたい。

菅原議員②

砕石事業の生産調整について

Q 在庫が大量に増えているが

A 需要に見合った生産をしていく

○菅原議員

当町の今後の健全財政を進めるために、一番にメスを入れなければならぬのは、平成29年度決算で7800万円強の繰越欠損金を抱えている砕石事業会計である。

(1) 29年度の棚卸し数量は、6万

4980³mの在庫。生産数量に対する販売数量は87%であり、27年度から29年度の3年間で3万5973³mと1年分の生産量を上回る在庫量が増加している。29年度は、当年度の販売数量の2倍もの在庫を抱えている。次年度も今年度と同じような販売数量とした場合、今後2年間は砕石生産をしなくても製品の販売は可能である。

(2) 29年度では、生産数量と販売数量を同量とすると生産数量の13%、生産委託金額に換算すると983万円の削減が可能となる。事業終了時には、山を復元するための緑化事業を履行しなければならず、莫大な資金が必要だ。直接住民生活に関わりの無い事業会計は、最低でも収支の均衡を保つことが事業を継続していくための最低条件である。毎年のように、販売目標数量を達成できずにいるにもかかわらず、販売数量を大幅に上回る生産委託が随意契約で行われている。特定の企業に長年に渡り投入し、今後もこのような状況の継

続は、不公平感を禁じ得ないが。(3) 現在の砕石事業会計の現状を踏まえ、新年度の予算編成にあたらなければならないと思う。今後の事業展望や経営姿勢について、堀町政として明確な指針と見解は。

○町長

(1) 平成26年度末時点で、割石の在庫が翌年度の需要に満たなかったため、27年度で増産し、生産が5万5042³mに対し、販売が3万2236³mで、差し引き2万2806³mが在庫として計上以来、28年度8308³m、29年度は4858³mと生産から販売を除く数量が在庫として計上されている。以前から、予算作成時において関係官庁に聞き取りを行った需要を基に生産してきたが、国及び道の予算要求ベースと事業実施量の差異による在庫量分が増えているのが現状である。全ての製品の在庫が増えていく訳ではなく、需要の高い製品は少ない在庫となっている。製品として需要がない物は生産していない。しかし、需要量の少ない製品である80³と40³の路

盤材は、プラントの構造上で需要のある25³、5³・2³・5などの製品を製造する際に必ず生産されてしまったため、在庫として計上される。また、近年出荷のないコンクリート生産の40³・5を25³・5に転換させるなど、委員会からの在庫量に対する提言に対しては再生産をするなどして、鋭意努力している。なお、30年11月末の在庫では、31年度事業量に対して、農業基盤用の25³・5のサイズのは1万2835³mの不足、中割石は4576³mの不足、大割石は5037³mの不足となっており、31年度はその分の生産が必要となる。(2) 砕石事業は、過去に約12億円を町に繰入れしている。また、現在も町内の雇用の創出や経済の一翼を担っており、決して特定事業者等のために事業継続している訳ではない。累積欠損金の解消には、資本金の取り崩しも考えられるが当面は単年度収支により、欠損金の縮小を図る努力をしていく。(3) 知事から認可を受けた計画では、28年から10年間で最終残壁を形成し、緑化事業を進めてい

くこととなっているが、事業進
ちよく状況や碎石事業の情勢等
を勘案しながら、32年度以降の
5か年計画を留萌振興局と協議
することになる。来期の碎石事
業会計は、公共事業での石材需
要があるため、必要量に応じた
予算編成を実施したい。

○菅原議員

27年度から29年度で、在庫が多
量に増えている。また、在庫は測
量して体積を出しているが、必ず
誤差が出るはずである。碎石は生
産して上に積んでいき、上の物か
ら販売していくから、結局下の物
は沈み、売り物にならない製品も
たくさんあるのではないか。

○町長

27年度に生産と在庫が増えた
のは、同年度に石狩湾新港に出
荷になるということで増産した
が、28年度と29年度にも出荷が
なく、見込みで生産したことが
原因で、今後は毎年の需要に見
合った生産をしていかなければ
ならないと考えている。

○菅原議員

石狩湾新港がだめだったら、た

だ置いておくのではなく、石を
どこかに販売しようとしたのか。

○町長

今後は、見込販売・見込生産
をやめなければならないが、来
年度以降は農業基盤整備事業が
数年間1万m³を超える需要があ
るので、今後も生産は考えなけ
ればならない。現在の公共事業
の情勢から、新たな販売先は非
常に難しい状況である。

○菅原議員

新たな販売先が難しいとなれ
ば、やはり在庫を処分すること
を考えなければならぬ。在庫
は、生産経費が掛かっている。
売ることと利益が出てくるので、
まず在庫を極力処分してから生
産に移さなければ、いつまでも
改善されないのでは。

○町長

様々な碎石のサイズがあり、
残ってしまう碎石と必要な碎石
は、その在庫を踏まえて生産す
る。一番需要が少ないのは、80
〜0サイズの8センチまでの碎
石で、これは林道に敷く碎石だ
が、林道の事業が最近なくなつて

いるが、これからは森林環境税
に係る事業等も考えられ、期待
している。

○菅原議員

在庫を減らさなければ、何も
ならない。価格を安くしても良
いからそれを積極的に使っても
らい、生産数量を減らす。在庫
が減っていかないと、貯蔵する
場所だけがが増えて、売れる商品
も劣化して売れなくなり、資産
価値がなくなつて、企業会計の
赤字が膨れ上がる。

○町長

企業課長に代用使用の営業をさ
せたい。コンクリート骨材の生産
が終了して、40〜5が余っている
部分を25〜5に変更している。

○菅原議員

繰越欠損金7800万円は、
精査するともっと増えるのでは。

○町長

29、30年の償却資産の部分で、
4200万円ほど増えて、1億
2000万円を超える欠損金に
なると思っている。しかし、資本
金が3億6000万円ほどあり、
当面はそれを取り崩すことも考

えられるが、そのままにして欠
損金を減らす努力をしていく。

○菅原議員

経理内容だけ良くするのであ
れば、減資で繰越欠損額が少な
くなるが、目先のことをやつた
らダメだ。前町長の時にやつて
赤字を取り崩したが、根本的な
経営に対するガバナンスを変え
なければ良くならないのでは。

○町長

これまでに12億円程度の金額
が碎石事業会計から繰り入れさ
れた。12億円は、町の事業、町
民の福祉の向上に使われた。こ
れからも碎石を生産しながら、
最終残壁を作つて緑化を進めな
ければならない使命があり、
しつかりやっていかなければな
らないと思っており、在庫を減
らして適正な需要に近づけてい
きたい。



2-シ-のはてな7-ド

ガバナンスとは？

統治、支配、管理。
またはそのための体制
や方法という意味です。
ビジネス用語として使
われることが多い。

西山議員①

臨時職員の報償金の増額と対応について

Q 職員の改定に合わせて増額しては

A 今年度も待遇を改善している

○西山議員



人事院勧告による国家公務員の給与改定に合わせて、今議会で職員

ほかの改定が提案されている。

臨時職員の報償金も増額して支給すべきではないか。

○町長

近年、臨時職員の待遇改善を図っており、平成28年度と今年度に賃金、報償金の改定を行っている。今年度の賃金は、月額賃金の増額改定と経験年数による昇給区分増を、報償金は月額賃金の1か月分を支給することになっている。

○西山議員

12月の報償金を1人1万円でも2万円でも、増額するべきではないか。

○町長

今年度は1か月分分で16万1千円、平均でかなりの増額になると思う。また、賃金も日額から月額にして算出し、増額になっている。27年に169万2千円だったものが、今年度は210万円くらいで、40万円近く年間収入は上がっていくように、臨時職員の給与と報償金を見直している。



西山議員②

ごみの海上投棄問題について

Q 意識改革と周知の徹底が必要では

A 広報ましけや防災行政無線で周知する

○西山議員

昨年、ごみ等を捨てて海上保安部に注意を受け、罰金を支払ったというのを聞いたが、どのような状況だったのか。なんらかの対策をしたと思うが、現在の状況はどのようなになっているか。ごみの分別が実施されているが、既に17年以上経過しているが、個々にはまだ充分に周知されていないと思う。佐呂間町や湧別町の漁船には10年ほど前になるが、既にごみの分別箱が設置されていた。当町ではどのようにやっているか、大型漁船を調べてみる必要があるのではないか。漁船から空き缶やビン、ペットボトルなどのポイ捨ては無いと思うが、再度ごみに対す

る意識改革と周知を徹底する必要があるのでは。

○町長

ホタテの海中投棄は、今年1月に一事業者が増毛港内に貝殻を投棄し、海上保安部に摘発された。ホタテ貝殻の処理は事業系一般廃棄物に分類され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならぬ」となっている。このことで漁業協同組合、ホタテ養殖事業者、町とで協議を進め、現在は貝殻を洗浄のうえ町所有の指定地に一時堆積し、来年春には再利用を行う事業者が搬出することになっている。海上へのごみの投棄は海岸線を汚し、環境美化に反する行為なので、町民一人ひとりがごみの適切な分別を意識してもらえよう、今後不法投棄に関する記事を広報ましけに掲載するほか、防災行政無線で定期的に周知していく。

○西山議員

青森県むつ市と横浜町のホタテ養殖を見学したが、いずれも成員をつくっていて、加工の貝殻を道路改良の路盤の下に埋めて処理していた。本州では色々な災害が起きるために共同経営で、個々にやっていない。当町も成員が10年で過密になって、だいたい10年おきに被害を受けている。5月に雪が降り、稚貝のもとになる種ができず、佐呂間町や湧別町に、調達しに行ったことがある。その経験から漁船のごみに対する当時の漁業者は、水産加工場の廃液、その下の海藻は非常に生育が良くなったこともあって、海からあがったものは海に戻す、そういう感覚しかなかったと思う。

今、当町は成員よりも稚貝が主な業種になっており、最終的にはかなり多く残るが、この処理をどのようにしているかが問題だと思うが。

○町長

今年のクリーン作戦で、初めて漁協の組合員が参加をしてくれた。当町は漁業資材が海岸に寄るのが多いので、総会でも海を汚すことのないようにお願いしている。

また、永寿川、錦川から一部の町民がごみを捨てている情報もあるので、今後とも漁業者のみならず、町民に対して、ごみを分別処理するように広報したいと思っている。

今回、3年貝、4年貝がかなり死んでいる状況で、碎石場に場所を作り、そこで一時預かっていて、ごみと考えるよりは、これから使っていく資源だと考えている。

当初は、出荷できないホタテの死骸を全く洗わないで置いたため大変苦慮したが、今回、ホタテ養殖部会できちんと洗ってくれるようになったので、その辺は解消したと思っている。

今後とも、ごみの海上投棄や環境を守るために、広報活動を続けていきたい。

小田議員①

増毛町の障がい者施策について

- Q 各計画の策定と進捗の状況は
A 計画は策定済みで施策を進めている



○小田議員

平成30年度から33年度は、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画の計画年度となっている。当計画の策定状況、進捗よく状況は。

(1) 27年度から29年度の第4期障がい福祉計画期間には、どのように取り組み、第5期において当事者の参加はどうなったのか。
(2) 障がい者の在宅生活を支えるうえで、相談・ケアマネジメントを行う相談支援事業所、ホームヘルプサービスの提供を行う訪問系サービス事業所、日中活動系サービスの就労支援事業所

は、基本的なサービスであると考えられるが、これらの提供体制の現状は。また、日常生活用具給付事業において、国が示すメニューだけを行えばいいのではなく、サービス受給者を代表する方が参加できる協議組織での議論を通じて、当町に暮らしている一人ひとりの障がい者のニーズに即したメニューの検討も必要だと考えるが、現状と今後の取り組みは。

○町長

平成30年～32年度までの第5期障がい者福祉計画及び第1期障がい児福祉計画は、本年3月に策定済みであり、現在、計画に基づいて施策を進めている。

(1) 障がい者の就労を支援する施設の開設は、町が相談業務等を委託している留萌市内の基幹相談支援センターを通じて、就労継続支援B型事業所や放課後デイサービス事業等の廃校舎を活用した事業展開が可能かどうか模索してきた。その結果、利用者の見込みが立たないこと、利用者の多数を占める留萌市から

の距離的な問題に加え、従事者の確保及び校舎の大きさによる光熱水費等の維持費を考慮した事業の採算性などから、開設を希望する事業所がなかったため、就労支援事業所の開設、促進に向けての検討を断念した。今後、開設を希望する事業所があれば改めて検討し、支援したいと考えている。また、サービス受給者が参加できる協議組織の設置等は、既に管内南部三市町と関係機関・事業所等で構成する「留萌南部地域自立支援協議会」が設置されており、協議会の下部組織である運営会議には、サービス受給者も構成員となっている。加えて、三市町にはそれぞれ各市町部会も設けられているなど、地域の実態を把握し、利用者のニーズが反映できる協議組織であると考えている。当町の障がい者福祉計画の策定委員には、障がい者の方に就任していただいている。

(2)訪問系サービスは、現在、利用者は3名おり、居宅介護サービスの需要はあるものの、各事

業所の人手不足により対応ができていない。当町としては、居宅介護事業所や相談支援事業所を通じて、事業の拡大をお願いしているが、人手不足が解消されていないため、今後サービスを希望されても提供できない状況である。現在、留萌市には就労継続支援B型事業所が6箇所あり、16名が利用している。日常生活用具給付事業では、29年度の利用者は13名で、主に排泄支援用具のストマ用装具の支給をしている。障がい者のニーズに対応するため、留萌南部地域自立支援協議会を中心とした各関係機関と連携を図りながら、日常生活用具給付等事業に限らず個別ケースに対応し、適切なサービス提供を行うための検討を重ねている。また、当町独自のサービスとして給付要項を定め、障がい者が共同作業所に通所するときの交通費の給付や、障がい者の町内ハイヤー利用に對しての助成を当町障がい者福祉協会を通じて補助してするなど、今後も適切なサービスが提供で

きるように関係機関と協議しながら、様々なニーズに対応できるように連携したいと考えている。

○小田議員

障がいと言っても様々であり、精神障がいや知的障がい、身体障がい、難病などの障がいを代表した方達を入れるべきと思うが、サービス受給者は入っているのか。また、当町の障がいを持つ町民は委員として何人いるのか。

○町長

運営会議には、サービス受給者が入っている。また、サービス受給者の組織があり、障がいの状況を判断する代表の方が入っている。当町として全般的なサービスの要望をしていくことはできると思う。

○福祉厚生課長

当町の町民は入っていない。サービス受給者1名がいるが、留萌市在住の方である。

○小田議員

当町の障がい者のための計画を策定するには、在住する障がい者の方が委員として入ってい

かなければと考える。また、サービスを受ける側の声を吸い上げないと、この計画自体がきちんとしたものにはならないのでは。

○町長

自立支援の関係機関、事業所、養護学校、通園センター、保健師などから声を吸い上げ、これが運営会議に繋がっていく。運営会議の中には、このサービスを受給する代表の方が入っている、そこから計画等に反映させていくことができると思っている。

○小田議員

高齢者のホームヘルプサービスは提供されているのに、障がい者のホームヘルプサービスがなぜ人手不足を理由に提供されなくなったのか、以前は町内で高齢者のホームヘルプサービスをしていた事業所がサービス提供を行っていたと思うが、提供できなくなった要因は。

○福祉厚生課長

介護保険の事業所と比べ、障がい者支援の事業所は少ない。やはり採算性の部分や人手も確

保できていない状況である。

○小田議員

採算性の問題なのであれば、当町で助成などの支援をし、サービス事業の回復を検討はできないか。

○町長

個々のケース、町の負担額、他市町村の実施状況と継続性を総合的に判断し、検討したいと思う。

○小田議員

日常生活用具給付金事業は、補装具の給付と同様に優先度の高い重要な事業だと思っている。厚生労働省の例示はあくまでも参考事例で、本事業は市町村が実施主体として、対象者が対象品目を判断する仕組みである。他市町村でも様々な追加品があり、当町の町民にとって必要な物の相談を拾い上げて品目を追加、対象拡大の妥当性を検討する仕組みが必要と思うが、このような相談はどこへすればいいのか。

○町長

要望があれば、自立支援の関

係機関、保健師、福祉厚生課に相談してもらい、判断したいと思っている。

小田議員②

明和園入所者のQOL（生活の質）向上について

Q 個室を基本としたらどうか

A 希望があれば随時対応する

○小田議員

明和園での入所者の生活で、いくつか管理が厳しいと感じることがあるので質問したい。

(1) 養護老人ホームは基本的に2人部屋であるが、空いている部屋がたくさんあるようなので、個室化を基本としたらどうか。

(2) 居室へのテレビの持ち込みを解禁できないか。

(3) 飲酒の一律禁止はやめるべきではないか。高齢者の健康管理と同時に、生活の質の向上に取り組んでほしい。

○町長

(1) 2人部屋から個室への希望が

あれば随時対応するが、現時点では個室化を基本とする考えはない。

(2) 養護老人ホームの居室にはアンテナの配線がないため、テレビを見ることができないので、ホールやサンルーム、食堂にあるテレビを共同で見たい。居室でテレビを見たい場合は、テレビチューナー内蔵の携帯型テレビや携帯電話、スマートフォンなどで視聴が可能と思う。

(3) 以前は施設内でルールづくりを行い、飲酒をしていたが、転倒による骨折や他の利用者と対人トラブルを起こすなど、対応に苦慮するケースが多くなり、生活の安全性を図るため、やむなく施設内での飲酒をご遠慮いただいている。利用者個々の自立支援が基本と考え、外出や地域行事へ積極的に参加の支援、余暇活動や家族交流の場を提供していきたい。食事も季節感のあるメニューを取り入れ、より家庭的な雰囲気味わっていただけよう努めたい。

○小田議員

要望を出したら個室になることを知らない人もいるかも知れないので、積極的に要望は取りまとめるのか。

○明和園長

利用者の希望は、互助会組織で拾い上げていく。

○小田議員

互助会の中に要望があれば、個室も受けることを入所者に伝えるか。

○明和園長

月に1度、定期的に互助会が開かれているので、要望を拾い上げていきたい。

○小田議員

ワンセグなど配線のいらないテレビは、持ち込んで良いか。

○町長

アンテナのいらないテレビでは可能だと思っている。

○小田議員

一律に全員が禁酒ではなく、飲酒のことは個々入所者の状況が違っているので、再考してはどうか。

○町長

外出や外泊時の飲酒は問題な

いので、理解をいただきたい。

○小田議員

明和園以外の他の施設の実態を調査しているか。

○明和園長

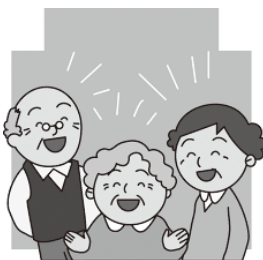
深く調査していないが、施設の中の状況で、ある程度のルールづくり、規制も含めて対応しているように聞いているので、全施設が規制していることではないと認識している。

○小田議員

全部の施設で禁酒してる訳ではないのであれば、禁酒していない施設はどのようにしているのか、トラブルがないのか、飲酒をするとしてもルールを作っているのかを調査した上で、再考していただきたいが。

○町長

調査し、検討させていただきたい。



酒井議員

農業基盤整備事業の進ちょく状況と担い手の育成について

Q 1年でも早い事業完了が待たれるが

A 関係機関への要望を継続していく



○酒井議員

平成26年度に信砂地区で道営の農地整備事業が開始され、5年が経過した。また、28年度からは朱文別、湯の沢、別荘の3地区でも事業が実施されている。当町の稲作では、町全体としては反当たりの収量が少ない状況であったが、春先の水温や気温の低さなどの自然環境の他、農地の形状も影響していたと思う。道内では、近年は気候の温暖化が徐々に進むと共に、農地の整備による大型機械の導入、さらには稲の品種改良により、ゆめぴりかななつぼしなど、全国

的に名の知られた銘柄米も作られるようになった。当町では、農地整備事業を行ってこなかったことから、1区画当りの農地面積が狭く、機械による作業効率が高い状況にあった。そのような状況の中で、当町でも農地整備の必要性を求める声が強まり、JA南るもいなど各団体の支援、協力により事業が採択されたと思う。この事業は道営であり、各種の補助金や交付金など、その年の予算の付きかたで事業量が変わるが、農業者の高齢化が進む中で、1年でも早い事業の完了が待たれている。当初は、事業開始から8年で完了の予定だったが、予定通りに完了するのか。また、当初の事業計画と比較して、現在の進ちょく状況はどのようになっているのか。

次に、農業者の高齢化が進む中で、後継者がいない農家がが増えて、多くの自治体で担い手不足が深刻な問題となっている。増毛産の米や農産物など、大変おいしいと思うが、このまま

農業者が減り続ければ、いつかは「増毛産」として消費者に提供できなくなってしまうのではないかと心配だ。生産量を維持していくには、担い手の確保が喫緊の課題だと思うが、当町では担い手の育成にどのような対策をとってきたのか、今後はどのように対応していくのか。

○町長

道営の農業農村整備事業は、平成26年度から始まり、現在は信砂、朱文別、湯の沢、別荘の4地区で区画整理、用排水路の整備が進められている。事業規模は、4地区で受益面積が約427ヘクタール、36年度までの事業費は約68億円である。30年度末の事業費ベースの進捗率は、約36%となっている。事業費の55%が国費、32・5%が道費であるが、予算確保が厳しくなっている。地元農家、JA南るもいと共に、北海道をはじめ関係機関へ、1年でも早く事業が完了するよう要望活動を継続していく。

農業従事者の高齢化、担い手

不足は、多くの自治体にとって
も大きな課題である。24年から
昨年度までで3軒のほか、今年
度内に新たに3軒で農業後継者
担い手の確保が進んできた。将
来の地域農業を支える担い手の
確保と育成のため、町としても、「増毛町新規就農者招致特別措
置要綱」に基づき、経営自立安
定補助金等の交付や農業次世代
人材投資事業の活用などの支援
策を設けているほか、JA南る
もいと連携し、札幌市で開催さ
れる北海道新規就農フェアへ参
加し、当町での農業従事と呼ば
掛けている。また、将来的に地
域の農地を守り、経営の向上を
図るためには、農地の集積も必
要である。そのためにも農業基
盤整備事業は重要であり、早期
の完了を目指している。その他
経営規模の拡大、従事者の確保
等を目的に、農地所有適格法人
となるための支援制度の活用も
図っていく。

○酒井議員

国や道の予算の付き方で事業量が変わり、地元の負担の問題

もある。町の考え方だけでなく、簡単に物事が進むわけではないのは承知しているが、高齢化が進む中で早い事業の完了が待たれているという認識は同じだと思う。当然、そういう考えの元でJ・A南るものとも力を合わせながら国・道と話はしていると思うが、更に進めていくために少し遅れ加減の予算面で、何か具体的にやっていることがあるか。

○町長

就任してから、全国土地改良大会に毎年欠かさず出席している。また、年2回、北海道農政部と北海道土地改良事業団体連合会へ要望活動を行なっている。要望額と執行額との差があり、今年度も11億4千万円の予定が8億9千万円になり、執行率が78%ぐらいである。36年度までの事業であるが、予算のつき方ですでていく可能性はあるが、1年でも早い完成をめざして要望活動を続けたい。

○酒井議員

他の自治体では、農地の整備事業を繰り返して、面積を更に広げていくと聞くが、当町の事業完了後、更に整備事業を進めていく考えや計画があるか。

○町長

空知、北空知の農家では3回目、4回目に入っているということ、4回目に入っているということ、当町もかなり大きくなったが、その倍くらいの面積の圃場ぼくばになっているということである。当町では、まだ6年くらい掛かるが、何とか早めに完了させ、その後の管理の部分が重要になってくるので、しっかりと進めていきたいと思う。まだ2回目というのは、今のところ考えられない状況である。

○酒井議員

この事業が始まって、来年は6年目になるが、受益者が何らかの事情で、後継者もないことも含めて、農業を辞めたり、整備する土地を手放したりなど、今までにあったか。

○農林水産課長

特に聞いていないが、何らか

の理由で離農される方がいた場合、近隣の農家が、その農地を引き継ぐかたちで、この基盤整備はスタートからゴール時点で面積を変えないことが基本である。農家数は少なくなるが、それぞれ地域全体の農地を守ることが目的である。基本的には極端に減ることは、今のところ想定はしていない。

○酒井議員

農業者が減つて、事業ができなくなることは無いということだが、なるべく後ろにずれないように、なお一層力を入れて進めていただきたいが。

○町長

北海道土地改良事業団体連合会の技術長が昨日、これからもしっかりと進めるということと、これから管理の部分が非常に大事になってくるということであり、町も管理をしっかりと進め担い手は様々な場面でＵターン奨励もしたい。また、地域おこし協力隊を受け入れができるかどうか、いろいろ考えながら鋭意努力したい。

平成31年 第1回臨時会 ～1月16日開催～

平成31年第1回臨時会 審議した議案と各議員の賛否

番 号	事 件 名	議員名（議席順）											議決結果	
議 案 第 1 号	平成 30 年度増毛町一般会計補正予算（第 5 号）	酒井 倫明	土橋 文夫	大井紀美恵	松倉 清道	菅原 幸弘	小田 緑	飛内 眞吾	西山 征二	豊田 敏巳	岩崎 俊一	佐藤 善一	議	原案可決
	土橋議員の資格決定の件（資格審査特別委員会審査報告） ＜ 地方自治法第 92 条の 2 の規定に該当しない ＞	○ 委	除	○ 委	○ 委	×	○ 委	○	○ 委	○ 委	×	○		委員長報告案 のとおり決定

※○は賛成、×は反対、「欠」は欠席、「除」は地方自治法第117条の規定（身上に関する事件又は自己等の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない規定）による除斥、「議」は議長のため採決に加わらなかった。また、「委」は資格審査特別委員会の委員であることを表しています。

1月16日、平成31年第1回臨時会が開催され、一般会計補正予算と土橋議員の資格決定の件について審議しました。

補正予算

◆一般会計

歳入歳出ともに、7118万4千円が増額されました。
歳入は、地方交付税、ふるさと応援寄附金が増額されました。
歳出は、子ども医療費助成金、頑張れ増毛応援基金積立金、ふるさと納税に係る消耗品や通信運搬費、手数料などが増額されました。
今回の補正予算後の現計予算総額は5億335万円となりました。



委員会審査報告

◆土橋議員の資格決定の件

平成30年9月定例会において、土橋文夫議員に対し提出された議員資格決定の件について、資格審査のため設置された資格審査特別委員会（委員長 松倉清道）より、審査結果について委員長報告がありました。

計10回の審査を重ねた結果、「地方自治法第92条の2の規定に該当しない」旨の委員長報告を受け、その後、質疑、討論を経た後、委員長報告に対する表決を地方自治法第127条に基づき行い、出席議員の3分の2以上が委員長報告に賛成となり、「地方自治法第92条の2の規定に該当しない」との委員長報告案のとおり、本会議において決定されました。

（委員会報告詳細については次ページをご覧ください。）

委員会審査報告 に対する討論

反 対（菅原 幸弘 議員）

○平成27年議員に当選し、その翌年に代表取締役から取締役へ、更に取締役を辞任という2度の登記は大変不可解であり、その辞任した数日後には町発注工事の入札が実施され、同社も参加する建設共同企業体が落札している。

○会社役員辞任後も、対外的な役職には継続して就いており、こうした職責は経営を司る者が就任するのが必然であり、土橋議員が事実上の経営者と推認される。

○役員辞任の登記をしただけで、議員の兼職を定めた地方自治法第92条の2を逃れることができるとすれば、同法が全く無意味となる。

賛 成（飛内 眞吾 議員）

○委員長を始め委員の皆さんで10回にも渡る審査を重ねた結果、地方自治法に違反する行為等はないと判断したので、委員長報告を尊重すべきだと思います。

※意見を要約して掲載しています。

資格審査特別委員会報告

「土橋文夫議員兼業禁止に抵触せず」
「議員資格を有する」と決定

本委員会は9月定例会における、土橋文夫議員に対する資格決定要求書の提出に伴い設置されました。

計10回の委員会を開催し、要求者である菅原幸弘議員、被要求者の土橋議員、(有)土橋建設代表者への聞き取り調査や資料収集を行うなど慎重に審査した結果、「議員資格を有する」旨の委員長報告を行い、その後本会議にて表決が行われ、賛成多数にて委員長報告どおり「議員資格を有する」と決定されました。

委員会開催状況	
第1回	9月21日
第2回	10月1日
第3回	10月19日
第4回	11月6日
第5回	11月28日
第6回	11月30日
第7回	12月11日
第8回	12月14日
第9回	1月8日
第10回	1月16日

▼資格審査特別委員会の設置経緯

平成30年9月定例会において、菅原議員から土橋議員に対する資格決定要求書が議長に提出されました。

要求書に記された提出理由は、土橋議員と関連の強い(妻が取締役を務める)、(有)土橋建設の、当町発注の建設事業等の受注高について、全建設業売上げに占める割合が建設業報告書によると、平成28年度94・25%、平成29年度78・27%という受注率であることから、地方自治法第92条の2に規定する「議員の兼業禁止」に抵触する疑義があるため、資格審査を要求するものであり、本会議において資格審査特別委員会(議員6名による)が設置、付託され、当委員会において審査することとなりました。

▼委員会の構成

第1回委員会において、委員長及び副委員長が互選により決定されました。

○委員長 松倉 清道
○副委員長 小田 緑
○委員 西山 征二
豊田 敏巳
酒井 倫明
大井 紀美恵

▼審査内容

地方自治法第92条の2は、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たるができない。」とされており、土橋議員は平成27年5月11日に議員に就任し、履歴事項全部証明書によると、平成28年4月27日に(有)土橋建設の代表取締役を辞任、同年6月1日には取締役を辞任しており、資格審査要求書に示された、平成28年度の受注工事に係る入札

は、代表取締役及び取締役辞任後であり、地方自治法第92条の2で定める「請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役」にはあたらず、「これらに準ずべき者」に該当するかを主眼に置き審査しました。

地方自治法第92条の2の規定は「議員は、議会の審議、議決を通じて当該地方公共団体の事務や事業に影響力を持つため、議員個人として直接的利害を持つことを禁止し、一般住民から不信や疑惑を招くことを排除し、議会の公正運営を確保すること」にあるとされ、土橋議員は代表取締役を辞任後も(有)土橋建設の社員として働いていること、辞任後の社長に妻が就いていることから、「これらに準ずべき者」に該当し、禁止されている直接的利害関係に影響がなかったのかを、慎重に調査する必要があると考え、審査に必要な資料収集、聞き取りを行いました。

▼審査結果

調査内容に基づき、10回に渡り審査を重ね、各委員から意見集約をしたところ、要求者提出のとおり、平成28年度、平成29

年度の(有)土橋建設の町発注工事の受注高は非常に高いものの、履歴事項全部証明書が示すように、土橋議員は同社の取締役等を辞任しており、その後、一般社員として在籍するものの、経営からは身を引いたとの事であり、会社代表者からの聞き取り調査においても同様の証言を得て、委員会において資料等からその証言を覆すような状況を確認することはできませんでした。また、委員会審査において一つ焦点となった町内の関連団体等において、現在も役職に就任している事実についても、現在その職務を移行中との回答を得ました。関連団体の役職就任については、それぞれの団体において定款等を定め活動していることから、当委員会においてそれを指摘する立場にはありませんが、自社の役員を辞任している

のに、関連団体等の役員に就任し続けている行為は、疑念を招き兼ねないため、今後移行中の職務を速やかに完了されることを期待します。

要求者が示した数値等の正確性は認めるものの、公的な証明である履歴事項全部証明書において、土橋議員が(有)土橋建設の役職を退いていることは、紛れもない事実であること、また、地方自治法で定める「準ずべき者」にあたるかの解釈についても、委員会審査において、それを裏付ける明確な根拠を示すべきものがないことを受け、土橋議員の資格について当委員会における結論は、地方自治法第92条の2の規定に抵触せず、議員資格を有するとの結論に至りました。

▼委員長報告（資格決定書）

1 決 定

地方自治法第92条の2の規定に該当しない。

2 理 由

平成30年9月定例議会閉会后1月16日までの間、10回にわた

り本委員会を開き、公正かつ慎重に審査した結果、土橋議員が属している(有)土橋建設は、直近の当該団体に対する請負額が50%を占めていることは関係機関への閲覧調査により確認しており、そのような場合は条文中の「主として同一の行為をする法人」に該当するとの昭和62年10月20日最高裁判例があることから、地方自治法第92条の2の「主として同一の行為をする法人」であると判断した。

しかしながら当該法人の代表取締役、取締役を辞任された土橋議員については、様々な状況等を考えあわせても、疑義から明確な根拠へとは繋がらず、また、同法には明確な基準まで示されていないため、同条条文中の「準ずべき者」には該当しないと判断した。

▼まとめ

当委員会の結論として「議員の資格を有する」との結論に至り、本会議においても同様に結論づけられました。

委員会審議においても、当委員会の調査権の限界や、法律解釈の専門性が求められる事案であり、また、同僚議員の疑念に対する審査であり、結果次第では議員の職を失職させることになるため、責任も重く、委員一同苦慮しながらの審査ではありましたが、関係機関からの協力過去の行政実例や、裁判例などを参考に審査を進めました。

今回の問題を受け、議員それぞれが高い倫理観の下活動することは元より、多くの自治体議会等において、議員の倫理を議会自らが厳しく律する目的で制定している「倫理規定」を今後当町でも制定し、紛らわしい行為、誤解を与える行為を当町議会自ら律していく必要性がある旨、当委員会として委員長報告で提案いたしました。

今回、資格審査要求の提出があったことを議会全体で重く受け止め、町民の皆さんの信用回復に全力を尽くして参りたいと思います。

議会のうごき

11 月

- 5 日 議会だより 155 号発行
- 6 日 資格審査特別委員会
- 20 日 全国町村議会議長会全国大会 (東京都)
- 22 日 管内町村議会議長会行政視察
(～ 23 日 福島県浪江町)
- 28 日 資格審査特別委員会
- 30 日 議会運営委員会
全員協議会
資格審査特別委員会

12 月

- 11 日 資格審査特別委員会
- 13 日 全員協議会
平成 30 年第 4 回定例会 (第 1 日)
- 14 日 平成 30 年第 4 回定例会 (第 2 日)
資格審査特別委員会

1 月

- 8 日 資格審査特別委員会
- 15 日 議会広報特別委員会 (第 1 回)
- 16 日 資格審査特別委員会
平成 31 年第 1 回臨時会
- 21 日 議会広報特別委員会 (第 2 回)

編集後記

「ピース！」

その掛け声に平成最後の主役達はフレッシュな笑顔で素敵な一枚(表紙)に添えてくれた。彼らが産まれた20年前、僕は高校を卒業し、進学のためこの街を出た。

2年後、増毛町での成人式にちよつぱり緊張しながら、友人達との再会にとってもドキドキし

ていた。

数年後、議員として成人式に出席し、その度に彼らの緊張を肌で感じ、当手を振り返ってドキドキしてしまう。それと同時にまっすぐな若者達を目の前にこの町のより良い未来をと身の引き締まる気持ちになる。

今回の議会だより、こちらも平成最後のものとなる(次号は改選期に伴う、8月発行予定の合併号となるため)。

思い起こせば約4年前、新しいメンバーとともに初めての委員長としてスタートしたこの議会広報特別委員会。慣れない委員長、初めて編集作業をおこなう委員とで「間に合うのか？」との状況から出発したこの委員会も、回を重ねるごとに編集作業にも慣れ、スムーズな会議となった。また、毎年開催される「議会広報クリニック」に参加して、その知識と編集方針を学んできた。中でも、講師の言葉

「議会広報誌も一つのメディアである！」にはとても影響を受けた気がしている。特集ページを掲載しはじめたのも今期が初めてであったと思う。

今回は見開きページにて1月開催の臨時議会の案件「資格審査特別委員会報告(＊地方自治法92条の2、兼業の禁止についての審査報告)」をメディア的な要素も取り入れながら特集を組んだ。

増毛町議会でも初めての案件であった今回、兼業の禁止から委員会報告まで、結果だけでは

なく、その流れ、内容までは是非読んでいただきたい。

少しでも見やすく、読んでもらうものを目指し、取り組んできたことで、自分自身とても多くのことを学ばせてもらったと感じている。出来たこと、この委員会だけでは出来なかったことなど、様々な想いはあるが、実は会議の中でも一番多く開かれるこの委員会が、今期中の役割を無事に終えられることが良くもあり、少しだけ寂しい気持ちもしている。

今後も町民と議会をつなぐ架け橋としての議会だより、より一層の期待を込めて平成最後の編集後記を締めくくりたい。

ピース!!

議会広報特別委員会

委員長 松倉 清道
副委員長 酒井 倫明
委員 豊田 敏巳
小田 緑

大井 紀美恵
土橋 文夫